



## 中野区長定例記者会見資料 ＜記者会見項目＞

- 1 実質ひとり親家庭への子育て支援給付事業
- 2 子育て世帯生活支援特別給付金の支給
- 3 価格高騰支援給付金の支給
- 4 イベント等情報《別紙》



# 実質ひとり親家庭への子育て支援給付事業

離婚調停中で離婚成立前から実質的にひとり親家庭となった家庭に対して、  
区独自にお子さん1人あたり10万円を支給。これにより、離婚の成立が要件となる児童扶養手当が受給できない間のひとり親家庭を支援する。

## ▼支給対象者

中野区にお住まいの方で、次の①②のすべてを満たす方

- ① 18歳までのお子さんを扶養する離婚調停中の父母
- ② 申請者および扶養義務者の所得が所得制限額内である

※申請者が配偶者、実父母、義父母のいずれかの方と同居している場合は支給対象外

## ▼申請受付開始日

6月1日

※4・5月中に離婚が成立した方は、特例で申請ができます（申請期限：7月31日）

## 【その他のひとり親家庭支援】

- ▶養育費の取決めに関する裁判外紛争解決手続き（ADR）の費用助成（4月開始）  
ADRの申込料・依頼料に相当する費用や、1回目の調停に要した費用を助成（上限：2万円）

# 子育て世帯生活支援特別給付金の支給

国の「子育て世帯生活支援特別給付金」として、物価高騰による影響が特に大きい低所得の子育て世帯へ、お子さん1人あたり5万円を支給する。

## ▼支給対象者①ひとり親世帯（対象世帯：約1,400世帯）

支給対象者	申請要・不要	支給時期や申請時期
・令和5年3月・4月分の児童扶養手当を受給している方	申請不要	6月30日(金)から支給 〈口座振込〉
・公的年金の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方 ・物価高騰の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当受給者と同じ水準の収入となった方	申請が必要	7月3日(月)から 申請受付開始

## ▼支給対象者②ひとり親世帯以外（対象世帯：約1,500世帯）

支給対象者	申請要・不要	支給時期や申請時期
・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象であった方	申請不要	6月30日(金)から支給 〈口座振込〉
・18歳までのお子さんを養育し、かつ、令和5年度住民税非課税世帯または家計急変世帯の方	申請が必要	7月3日(月)から 申請受付開始

# 価格高騰支援給付金の支給

物価高騰による影響が特に大きい非課税世帯等へ、1世帯につき3万円を支給する。

## ▼支給対象者

- ①令和5年度住民税非課税世帯（対象世帯見込：約42,500世帯）
- ②家計急変世帯（対象世帯見込：約500世帯）

令和5年1月～9月の間に、予期せず収入が減少し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

## ▼申請手続き

- ・①の方：区から6月19日に送付される確認書等に必要事項を記載のうえ返送するか、区ホームページから電子申請により申請
- ・②の方：6月19日以降、区ホームページから申請書等をダウンロードし、郵送または電子申請により申請

▼支給開始時期 6月下旬

▼申請期限 10月31日